

# 愛知県障害者施策審議会幹事会防災対策部会について

## 1 防災対策部会設置の背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、防災対策に関する多くの課題や教訓が残され、防災に関する国民の意識が高まった。

また、同年 8 月に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策として、国及び地方公共団体は、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないこととされた。

さらに、県内の障害者団体からは、県に対して災害時の障害者対応に関する要望等が多く出されている。

このため、県は災害時の障害者対応に関する取組の強化を図ることを目的として、平成 25 年 4 月に愛知県障害者施策審議会幹事会に關係部局職員及び市町村職員を構成員とする防災対策部会を設置した。

## 2 その後の県の動き

東日本大震災のような大規模災害の場合には、市町村域を超える広域的な支援が必要であることから、県は災害時における高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する広域支援の仕組みづくりに向けた課題について検討するため、平成 25 年 5 月に庁内關係部局職員を構成員とする「災害時要援護者広域支援体制検討プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置した。

このプロジェクトチームにおいては、今年度に広域的な支援の仕組みづくりに向けての課題を洗い出し、整理する予定としている。

## 3 防災対策部会のあり方

プロジェクトチームにおいては、障害者を含む災害時要援護者に対する支援の仕組みづくりについて検討していくこととしており、防災対策部会において行う予定としていた災害時の障害者対応についての課題の洗い出し及び課題解決に向けた検討を包含するものと考えられる。

また、プロジェクトチーム構成員については、市町村職員が含まれていないなど、防災対策部会構成員と同一ではないが、プロジェクトチーム及びプロジェクトチームの下に設置された作業部会は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができることとしている。このため、防災対策部会構成員のうち、プロジェクトチーム構成員に含まれていない職員については、今後のプロジェクトチームにおける検討の過程において、必要に応じて出席を求めるともしくは個別に意見を求めることなどにより、意見を反映させることが可能である。

以上から、災害時の障害者対応についての課題に関しては、当面、プロジェクトチームにおいて検討していくこととしたい。

## 4 今後の進め方

本審議会及び本審議会幹事会における災害時の障害者対応に関する意見等については、障害福祉課を通じてプロジェクトチームに上げていく。

また、プロジェクトチームにおける検討の状況等については、本審議会及び本審議会幹事会において報告を行う。

## 【参考】

## 防災対策部会構成員

所 属 ・ 職 名		備 考
愛 知 県	防災局 防災危機管理課長	
	健康福祉部 地域福祉課長	
	健康福祉部 障害福祉課長	事務局
	健康福祉部 障害福祉課こころの健康推進室長	
	健康福祉部 健康担当局 医務国保課長	
	建設部 建築担当局 公営住宅課長	
	教育委員会 学習教育部 特別支援教育課長	
名古屋市	健康福祉局 障害福祉部 障害企画課長	
小 牧 市	健康福祉部 福祉課長	市長会副会長市

## 災害時要援護者広域支援体制検討プロジェクトチーム構成員

所 属 ・ 職 名		備 考
愛 知 県	健康福祉部 次長	座長
	地域振興部 国際課多文化共生推進室長	
	防災局 災害対策課長	
	健康福祉部 医療福祉計画課長	
	健康福祉部 地域福祉課長	
	健康福祉部 児童家庭課長	
	健康福祉部 子育て支援課長	
	健康福祉部 高齢福祉課長	
	健康福祉部 障害福祉課長	
	健康福祉部 障害福祉課こころの健康推進室長	
	健康福祉部 健康担当局 医務国保課長	